

【梁紀一】 起玄默敦牂，盡闕逢涖灘，凡三年。

■齊・梁、●北魏、続国訳漢文大成. 経子史部 第 8 卷 288p

高祖武皇帝—天監元年（壬午，502年）

（高祖武皇帝は諱は蕭衍、字は叔達、小字は練兒、南蘭陵中都里の人）（この年三月以前は和帝中興二年）

【蕭衍は梁を立てる】

■春，正月，齊の和帝は兼侍中席の闡文等を遣わして建康を慰勞す。

■大司馬の衍は下令す、

「凡そ東昏の時の浮費（冗費）は、以て禮樂之容を習い、甲兵之務（統は備）めを繕う可き者に非ざるよりは、餘は皆な禁絶す。」

■戊戌（34-26+1=9日）、宣德太后を迎えて宮に入り、臨朝して稱制し、衍は承製（前卷前年にあり、人心を觀測）を解く。

■己亥（35-26+1=10日）、寧朔將軍の蕭曷を以て南兗州諸軍事を監ぜしむ。曷は、衍之從父の弟也。

■壬寅（38-26+1=13日）、大司馬の衍を進めて中外諸軍事を都督し、劍履して上殿し、贊拜して名のらず。（8-289p）

■己酉（45-26+1=20日）、大司馬の長史の王亮を以て中書監と為し、尚書令を兼ねしむ。

■蕭衍は禪を受ける 初め、大司馬は黃門侍郎の范雲、南清河太守の沈約、司徒右長史の任昉と同じく竟陵王（竟陵王子良の八友 136 卷齊の武帝永明二年にあり）の西邸に在り、意好く敦密にして、是に至り、雲を引いて大司馬の咨議參軍と為し、錄事（蕭衍は錄尚書、その府事）を領し、約を驃騎（大將軍府の）司馬と為し、昉を記室參軍と為し、與に謀議に參せしむ。前の吳興太守の謝朓、國子祭酒の何胤は、先に皆な官を棄てて家居し、衍は奏し徴して軍諮祭酒と為し、朓、胤は皆な至らず。大司馬は内に禪を受ける（篡奪）之志有り。

沈約は微に其の端（^{また}）を叩き、大司馬は應じず。它日、又た進めて曰く、

「今は古と異なり、淳風（淳古の風）を以て物を期する可からず。士大夫は龍に攀じ鳳に附く者は、皆な尺寸之功有るを望む。今童兒牧豎は皆な齊の祚は已に終わり、明公は當に其の運を承くべきを知る。天文讖記も又た復た炳然たり。天心に違う可からず、人情は失う可からず。苟しくも歷數の在る所、謙光（謙讓、易経ら曰くも謙は尊くして光なり）せんと欲すると雖も、亦た得可からざる已。」

大司馬は曰く、

「吾は方に之を思う。」

約は曰く、

「公は初めて牙を樊、沔に建て、此の時應に思うべし。今王業は已に成り、何の復た思う所あらん！若し早く大業を定めず、脱し一人の異を立てる有れば、即ち威徳を損せん。且つ人は金玉（統は金石）に非ず、時事は保ち難し、豈に建安之封を以て之を子孫に遺す可けんや！若し天子都に還り、公卿位に在れば、則ち君臣の分定まり、復た異心無し。君は上に明らかに、臣は下に忠ならば、豈に復た人の方に更に公と同じく賊を作す有らんや！」

大司馬は之を然りとす。約は出で、大司馬は范雲を召して之を告げ、雲は對え、略ぼ約の旨に同じ。大司馬は曰く、

「智者は乃ち爾^{しか}く暗同（暗合）す。卿は明早に休文（沈約の字）を將いて更に來たれ！」

雲は出で、約に語り、約は曰く、

「卿は必ず我を待て！」

雲は許諾し、而して約は期に先だちて入る。大司馬は命じて其の事を草具（起草）せしめ、約は乃ち懷中の詔書並びに諸選置を出し、大司馬は初めより改める所無し。俄に而して雲は外より來たり、殿門に至り、入るを得ず、壽光（江南禁中にあり）閣外に徘徊し、但だ云う、

「咄咄！」

約は出で、問いて曰く、

「何を以て處せらる？」

約は手を舉げて左に向かい、雲は笑いて曰く、

「望む所に乖かず。」

頃^{しばら}く有りて、大司馬は雲を召して入らしめ、約の才智縦横なるを歎じ、且つ曰く、

「我は兵を起こし今に於いて三年なり矣、功臣諸將は實に其の勞有り、然れども帝業を成す者は、卿二人也！」

甲寅（50-26+1=25日）、詔して大司馬の位を相國に進め、百揆を總べしめ、揚州牧とし、十郡に封じて梁公と為し、九錫之禮を備え、梁の百司を置き、錄尚書之號を去り、驃騎大將軍は故の如し。二月、辛酉（57-56+1=2日）、梁公は始めて命を受ける。

■〔寶暉ら齊の王室の誅殺〕齊の湘東王の寶暉^{ほうしつ}は、安陸の昭王の緬（齊の明帝の子）之子也、頗る文學を好む。東昏侯の死するや、寶暉は物情（衆望）の己に歸するを望み、坐して法駕を待つ。既に而して王珍國等は首（服する也）を梁公に送り、梁公は寶暉を以て太常と為し、寶暉の心は自ら安ぜず。壬戌（58-56+1=3日）、梁公は寶暉の反を謀ると稱し、其の弟の江陵公の寶覽、汝南公の寶宏を並せて皆な之を殺す。

■丙寅（2+60-58+1=5日）、梁國に詔して諸々の要職を選び、悉く天朝之制に依らしむ。是に於いて沈約を以て吏部尚書兼右僕射と為し、范雲を侍中と為す。

■〔范雲は梁公の女徳を諫める〕梁公は東昏の余妃を納れ、頗る政事を妨げ、范雲は以て言を為し、梁公は未だ之に従わず。雲は侍中、領軍將軍の王茂と與に同じく入りて見え、雲は曰く、

「昔沛公（9卷漢の高帝元年にあり）は關に入るや、婦女を幸する所無し、此れ范增が其の志の大なるを畏れる所以也。今明公は始めて建康を定め、海内は風聲を想望す、奈何して亂亡之跡を襲い、女徳（左傳に富辰曰く、女徳極り無しと。杜預は注していわく、婦女の志はこれを近づける時は則ち止足するを知らずと）を以て累を為す乎！」

王茂は起ちて拜して曰く、

「范雲の言は是也。公は必ず天下を以て念と為せば、宜しく此を留むべく無し。」

梁公は默然とす。雲は即ち余氏を以て王茂^{たま}に賁わんと請い、梁公は其の意を賢とし而して之を許す。明くる日、雲、茂に錢各々百萬を賜わる。

■丙戌（22+60-58+1=25日）、梁公に詔（宣徳太后の詔勅）して十郡を増封し、進爵して王と為す。（三月）癸巳（29-25+1=5日）、命を受け、國內及び府州の統べる所（統は無し）の殊死以下を赦す。

■辛丑（37-25+1=13日）、齊の陵王の寶攸、晉熙王の寶嵩、桂陽王の寶貞（皆明帝の子）を殺す。

■〔寶寅は魏の壽陽に亡命す〕梁王は將に齊の諸王を殺さんとし、防守は猶ほ未だ急ならず。鄱陽王の寶寅の家の閹人の顔文智は左右の麻拱等と密かに謀り、牆を穿ち夜寶寅を出す。小船を江岸に具え、烏布（黒色）襦（短衣）を着て、腰に千餘錢を繋け、潜かに江側に赴く。屨（草履）を躡みて徒歩し、足に完膚無し。

防守者は明に至りて之を追い、**寶寅**は詐りて釣者と為り、流れに隨いて上下すること十餘里、追う者は疑わず。散ずるを待ち、乃ち西岸に渡り民の**華文榮**の家に投じ、**文榮**は其の族人の**天龍**、**惠連**と與に家を棄て**寶寅**を將いて遁れて山澗に匿れ、驢を賃して之に乗り、晝は伏して宵（続は夜）は行き、壽陽之東城に抵る。魏の戍主の**杜元倫**は馳せて揚州刺史の任城王の**澄**に告げ、車馬侍衛を以て之を迎える。**寶寅**は時に年十六、徒步して憔悴し、見る者は以為らく生口を掠賣すと。**澄**は待つに客禮を以てし、**寶寅**は喪君の斬衰之服を請う、**澄**は人を遣わして情禮を曉示し、喪兄の齊（劉×）衰之服を以て之に給す。**澄**は官僚を帥いて赴き弔（吊×）う、**寶寅**は居處禮有り、一に極哀（禮に君父の喪に居れば哀を極める）之節に同じ。壽陽には其の義故多く、皆な慰嗟（弔い慰む）を受ける。唯だ**夏侯**の一族を見ず、**夏侯詳**が**梁王**に従うの故を以て也。**澄**は深く之を器重す。（8-291p）

■ 〔若き蕭愔の名政〕 齊の**和帝**は東に（建康に）歸らんとす、**蕭愔**を以て都督荆、湘等六州諸軍事、荊州刺史と為す。荊州は軍旅之後、公私は空乏し、**愔**は精を厲まして治を為し、屯田を廣め、力役を省き、兵死之家を存問し、其の乏困に供す。自ら少年にして重任に居るを以て、佐吏（更×）に謂つて曰く、

「政之臧^よからざるは、士君子の宜しく共に惜しむ所なり。吾は今懷を開く、卿は其れ隱す無かれ！」是に於いて人人は意を盡くすを得、民の訟える者有れば皆な前に立ちて待ち符教し、俄頃に決す、曹に留事無く、荊人は大いに悦ぶ。

■ 〔和帝は梁に禪讓〕 齊の**和帝**は姑孰に至り、丙辰（52-25+1=28日）、詔を下し位を梁に禪る。

■ 丁巳（53-25+1=29日）、廬陵王の**寶源**は卒す。（疾に非ざるなり、齊の明帝の第五子）

● 魯陽蠻の**魯北燕**等は兵を起こして魏の潁州（魏は汝陰に置く）を攻める。

■ 〔梁王の即位〕 **夏**、**四月**、辛酉（57-55+1=3日）、**宣德太后**は令して曰く、

「西詔（和帝は姑孰に着くも猶建康の西にあり）は至り、**帝**は前代に憲章し（前代を以て法度と為す）、敬して神器を梁に禪る、明（明くる朝）は軒に臨む可し、遣使して恭々しく璽綬を授け、未亡人は別宮に歸らん。」

壬戌（58-55+1=4日）、策を發し、兼太保、尚書令の**亮**等を遣わし**皇帝**の璽綬を奉じて梁宮に詣らしむ。

丙寅（2+60-55+1=8日）、**梁王**は**皇帝**に南郊に於いて即位し、大赦し、改元（天監）す。是の日、兄の**懿**を追贈して丞相と為し、長沙王に封じ、謚して**宣武**と曰い、葬禮は晉の安平獻王の故事に依る。（蕭懿は東昏侯に殺され葬るに禮成さず）

■ 丁卯（3+60-55+1=9日）、**和帝**を奉じて巴陵王と為す、姑孰に宮し、優崇之禮は、皆な齊の初めに仿う。

（齊が汝陰王に禮するに倣う）**宣德太后**を奉じて齊の**文帝**の妃と為し、**王皇后**を巴陵王の妃と為す。齊の世の王、侯封爵は、悉く降省（格下げと封国を除く）に従い、唯だ宋の汝陰王は除例に在らず。（三格に備える）

■ 〔一族の論功行賞〕 皇考を追尊して**文皇帝**と為し、廟號を**太祖**とす。皇妣を**獻皇后**と為す。妃の**郗氏**（東昏侯永元元年に襄陽に死す）を追謚して**德皇后**と為す。文武の功臣、車騎將軍の**夏侯詳**等十五人を封じて公、侯と為す。皇弟の中護軍の**宏**を立てて臨川王と為し、南徐州刺史の**秀**を安成王と為し、雍州刺史の**偉**を建安王と為し、左衛將軍の**恢**を鄱陽王と為し、荊州刺史の**愔**を始興王と為し、**宏**を以て揚州刺史と為す。

■ 丁卯（3+60-55+1=9日）、中書監の**王亮**を以て尚書令と為し、相國の左長史の**王瑩**を中書監と為し、吏部尚書の**沈約**を尚書僕射と為し、長兼侍中の**范雲**を散騎常侍、吏部尚書と為す。

■ 〔後宮の婦女を放遣〕 詔して凡そ後宮、樂府、西解（廨に通じる、役所）、暴室（後宮の牢獄）の諸々の婦女は一に皆な放遣す。

■ 〔齊の和帝を誅殺〕 戊辰（4+60-55+1=10日）、**巴陵王**は卒す。時に**上**は南海郡を以て巴陵國と為し、

王を従して之に居らしめんと欲す。沈約は曰く、

「古今は事を殊にす、魏武の云う所の『虚名を慕い而して實禍を受ける可からざるなり』。」

上は之に頷き (8-292p), 乃ち親する所の鄭伯禽を遣わして姑孰に詣らしめ、生金を以て王 (時に年 15) に進める。王は曰く、

「我は死するに金を須いず、醇酒にて足りる矣。」

乃ち飲みて沉醉す。伯禽は就きて之を折殺 (続は摺殺) す。

■ 「顔見遠の殉死」 王之荊州に鎮する也、琅邪の顔見遠は録事參軍と為る。帝の位に即くに及び、治書侍御史と為り中丞を兼ねる。既に位を禪り、見遠は數日食せず而して卒す。上は之を聞き、曰く、

「我は自ら天に應じ人に従う (皇考順之の諱を避ける)、何ぞ天下の士大夫の事に預からんや、而るに顔見遠は乃ち此に至る！」

■ 「贖刑を認める」 庚午 (6+60-55+1=1 2 日)、詔す、

「有司は周、漢の故事に依り、贖刑 (刑をお金で贖う) の條格 (法律の条文) を議せしむ、凡そ官に在る身は鞭杖之罪を犯せば、悉く贖を入れて罰を停め、其の台省の令史、士卒の贖なわんと欲する者は之を聽す。」

■ 「實義のみ生を全くする」 謝朓縣公の實義 (上の受禪するや新安王を下して謝朓縣公とする) を以て巴陵王と為し、齊の祀を奉ぜしむ。實義は幼にして廢疾有り、言う能わず、故に獨り全くするを得る。

■ 「齊の子恪らは梁に仕え全くす」 齊の南康侯の子恪及び弟の祁陽侯の子范 (二人は齊の豫章王嶷の子) は嘗て事に因りて入り見ゆ、上は從容として謂って曰く、

「天下は公器なり、力をもって取る可きに非ず、苟くも期運無ければ、項籍 (項羽) 之力と雖も終に亦た敗亡す。宋の孝武は性は猜忌にして、兄弟の粗ぼ令名有る者 (南平王鑠) は皆な之を鴆す、朝臣の疑似を以て枉死する者 (顔竣・王僧達・周朗・沈懷文など) は相い繼ぐ。然れども或は疑い而して去る能わず、或は疑わず而して卒に患と為り、卿が祖 (齊の高帝) の如きは材略を以て疑われる、而も之を如何ともする無し、湘東 (湘東王劉彧、明帝。前廢帝から猪王と呼ばれる) は庸愚なるを以て疑わず (これ正に疑わずして卒に患を為す者を指す)、而も子孫は皆な其 (明帝が孝武帝の子を殺す) の手に死す。我は時に於いて已に生まれただれども、彼は豈に我の應に今日有るを知らんや！固に知る、天命有る者は人の害する所に非ざるを。我が初めて建康を平らぐるや、人は皆な我に卿の輩を除去し以て物心 (人心) を壹にせよと勸め、我は時に於いて依り而して之を行えば、誰か不可と謂わんや！正に以うに江左以來、代謝之際、必ず相い屠滅し、和氣を感傷す、國祚の長ぜざる所以なり。又、齊、梁は革命と云うと雖も、事は前世と異なり、我は卿の兄弟と復た服を絶つ (五服の親、祖免に至りては服無し) と雖も、宗屬は未だ遠からず、齊業之初めは亦た甘苦を共にし (齊宋の禪讓の際には帝の父の順之は佐命に参与す)、情は一家に同じ、豈に遽に行路之人の如くする可けんや！卿の兄弟は果たして天命有れば、我の殺す所に非ず。若し天命無ければ、何ぞ忽ち此を行わん！適々度量無きを示すに足る耳。且つ建武 (齊の明帝建武中に高武の子孫を誅すをいう) に卿の門を塗炭す、我が義兵を起こすは、惟だ自ら門恥を雪ぐのみに非ず、亦た卿の兄弟の為に仇を報じるなり。卿が若し能く建武、永元 (齊の東昏侯の年号) 之世に在りて亂を払 (抜×) い正に反せば、我は豈に戈を釋てて推奉せざるを得ん邪！ (8-293p) 我は自ら天下を明帝の家に取り (明帝の子孫のみ誅殺)、之を卿の家 (高帝の子孫は安泰) に取るに非ざる也。昔劉子輿 (事は 39 卷漢の更始元年にあり) は自ら成帝の子と稱し、光武は言う、『假い成帝をして更に生まれ使むとも、天下は亦た復た得る可からず、況んや子輿を乎！』曹志 (事は 81 卷晉の武帝太康四年にあり) は、魏の武帝之孫にして、晉の忠臣と為る。況んや卿は今日に猶ほ是れ宗室なり、我は方に坦然として相い期す、卿は復た自ら外にする之意を懷 (続、情?) く無かれ！小しく待てば、自ら當に我の寸心を知るべし。」

子恪の兄弟は凡そ十六人、皆な梁に仕え、子恪、子范、子質、子顯、子雲、子暉は並びて才能を以て名を知られ、官を歴て清顯にして、各々壽を以て終る。

■詔して謝朓を征して左光祿大夫、開府儀同三司と為し、何胤を右光祿大夫と為し、何點を侍中と為す。胤、點は終に就かず。

■【目安箱の設置】癸酉（9+60-55+1=15日）、公車府に詔す、

「謗木、肺石（周礼大司寇に、肺石を以て窮民を達すと。赤い石）の傍に各々一函を置き、若し肉食（位に在る者）言うもの莫く、横議する有らんと欲せば、謗木の函に投じよ。若し功勞才器有（続は以）りて冤沉して達する莫きは、肺石の函に投じよ。」

■【才能あるを拔擢】上は身には浣濯之衣を服し、常膳は唯だ菜蔬を以てす。長吏を簡ぶ毎に、務めて廉平を選び、皆な前に召見し、勸めるに政道を以てす。尚書殿中郎の到溉^{ぬき}を擢んで建安（福建省建安道建甌県、現・南平市建甌市）内史と為し、左戸侍郎の劉巖^{りゅうそん}を晉安（福建省廈門道晉江県、現・泉州市晋江市）太守と為し、二人は皆な廉潔を以て著稱なり。溉は、彦之（到彦之は宋の文帝の將）曾孫也。又た令に著わし、

「小縣令に能有れば、大縣に遷し、大縣に能有れば、二千石に遷す。」

山陰令の丘仲孚を以て長沙内史と為し、武康令の東海の何遠を宣城太守と為す。是に由り廉能勸むるを知らざるもの莫し。

●【魏は魯陽蠻討伐】魯陽（河南省河洛道魯山県、現・平頂山市魯山県）蠻は魏の湖陽（漢の南陽郡の県、晉は省き北魏は西淮安郡及び南襄州を置く。河南省汝陽道泌原県、現・南陽市唐河県湖陽鎮）を圍み、撫軍將軍の李崇は兵を將いて之を撃破し、魯北燕を斬る。萬餘戸を幽、并の諸州及び六鎮に従し、尋ぎて叛して南に走り、所在追討し、河に及ぶ比おい、之を殺して皆な盡く。

■閏月（元嘉曆では五月）、丁巳（53-24+1=20日）、魏の頓丘（河南省河北道濬県、現・鶴壁市新郷県長垣県）の匡公の穆亮は卒す。

■【孫文明の叛乱即鎮圧】齊の東昏侯の嬖臣の孫文明等は、赦令を経ると雖も、猶ほ自ら安んぜず。五月（元嘉曆では五月閏月）、乙亥（11+60-54+1=18日）夜、其の徒數百人を帥いて、荻炬（荻を束ねて松明にする）を運ぶに因り、仗を束めて南、北の掖門に入り亂を作す。神虎門、總章觀を燒き、衛尉府に入り、衛尉の洮陽の愍侯の張弘策を殺す。前軍司馬の呂僧珍は殿内に直（当直）し、宿衛の兵を以て之を拒み、卻ける能わず。上は戎服して前殿に御して、曰く、

「賊は夜來たる、是れ其の衆は少なし、曉には則ち走らん矣。」

命じて五鼓（曉の鼓を撃つ数。晉の檀祗が司馬國璠を破る故智）を撃たしめる。領軍將軍の王茂、驍騎將軍の張惠紹は難を聞き、兵を引いて救いに赴き、盜は乃ち散走す。討ちて捕り、（8-294p）悉く之を誅す。

【陳伯之の叛乱】

■【江州刺史の陳伯之に乗じる不満分子】江州刺史の陳伯之は、目に書を識らず、文牒辭訟を得れば、惟だ大諾を作し而して已む。事有れば、典簽（南齊の時に置く、王府・軍府・州郡の屬官）は口語を傳え、與奪は主者に決す。豫章の人の鄧繕、永興の人の戴永忠は伯之に舊恩有り、伯之は繕を以て別駕と為し、永忠を記室參軍と為す。河南の褚縉は建康に居り、素より薄行にして、宦（宦官）に仕えて志を得ず、頻りに尚書の范雲に造り、雲は之を禮せず。縉は怒り、私に親する所に謂って曰く、

「建武以後、草澤の下族は悉く化して貴人と成り、吾は何の罪か而して棄てられる！今天下は草創にして、饑饉は已まず、喪亂は未だ知る可からず。陳伯之（全之×）は強兵を擁して江州に在り、主上の舊臣に非

ず、自ら疑う之意有り。且つ熒惑（火星）は南斗（晉書の天文志に曰く、將に天子の事有らんとするときは南斗に占いす、南斗六星は天廟なり、兵を主ると）を守り、詎^{いずくん}ぞ我が為に出ずるに非ざらん邪！今者一たび事を行いて若し成る無ければ、魏に入りて河南の郡守と作るを失わざらん。」

遂に伯之に投じ、大いに親狎せらる。伯之も又た郷（済陰の人）人の朱龍符を以て長流參軍（禁防を主る、晉の從公府にあり、小府には無く禁防參軍を置く）と為し、並せて伯之の愚闇に乗じて、恣に奸利を為す。

■【陳伯之は血盟挙兵へ】上は之を聞き、陳虎牙をして私に伯之を戒め使め、又た人を遣わして鄧繕に代わりて別駕と為さしむ。伯之は並びて命を受けず、表して云わく、

「龍符は驍勇にして、鄧繕は績效有り。台の遣わす所の別駕は、請う以て治中と為さん。」

繕は是に於いて日夜伯之を説いて云わく、

「台家の府藏は空竭し、復た器仗無し、三倉（大倉・石頭倉・常平倉）に米無く、東境（三吳・會稽）は饑流す、此れ萬世の一時也、機を失う可からず！」

永忠等は共に之に賛成す。伯之は繕に謂う、

「今卿を啟し、若し復た得ざれば、即ち卿と共に反せん。」

上は伯之に敕して部内の一郡を以て繕に處かしめ、是に於いて伯之は府州の僚佐を集めて謂って曰く、

「齊の建安王（蕭寶寅、時に魏に奔る）の教を奉じて、江北の義勇十萬を帥い、已に六合（山、江蘇省金陵道六合県の西南、現・南京市六合区）に次し、（我をして）江州の見力を以て糧を運び速かに下らしめらる。我は明帝の厚恩を荷う、誓って死して以て報いん。」

即ち命じて纂嚴せしめ、縉をして詐りて蕭寶寅の書を為ら使め以て僚佐に示し、聽事の前に於いて壇を為り、血を歃りて共に盟う。

■【程元沖は陳伯之の聽事に突入し破る】縉は伯之を説いて曰く、

「今大事を擧げるに、宜しく衆望を引くべし。長史の程元沖は、人と同心せず。臨川内史の王觀は、僧虔之孫にして、人身は惡からず、召して長史と為し以て元沖に代える可し。」

伯之は之に従う、仍て縉を以て尋陽太守と為し、永忠を輔義將軍と為し、龍符を豫州刺史と為す。觀は命に應じず。豫章太守の鄭伯倫は郡兵を起こして拒み守る。程元沖は既に職を失い、家に於いて數百人を合帥し、伯之が備え無きに乗じ、突入して聽事の前に至る。伯之は自ら出でて格鬥し、元沖は勝たず、逃げて廬山（江州の南、江西省潯陽道九江県の西南、現・九江市廬山市）に入る。伯之は密に信を遣わして虎牙兄弟に報じ、皆な盱眙に逃奔す。

■【王茂の討伐軍】（六月）戊子（24-23+1=2日）、詔して領軍將軍を王茂を以て征南將軍、江州刺史と為し、衆を帥いて之を討たしむ。

●魏の揚州の小岷の戍主の黨法宗は大岷の戍を襲い、之を破り、龍驤將軍の邾菩薩を虜とする。

■【陳伯之らは敗北して魏に奔る】陳伯之は王茂の來たるを聞き、褚縉等に謂って曰く、

「王觀は既に命に就かず、鄭伯倫も又た肯えて従わず、便ち應に手を空しくして困し^{くろ}みを受けるべし。今先ず豫章を平らげ、南路を開通し、多く丁力を發し、益々資糧を運び、然る後に席捲して北（建康）に向かい、以て饑疲之衆を撲てば、濟らざるを憂えず。」

六月、郷人の唐蓋人を留めて城を守らしめ、兵を引いて豫章に趣き、伯倫を攻め、下す能わず。王茂の軍は至り、伯之は表裡に敵を受け、遂に敗走し、間道より江を渡り、虎牙等及び褚縉と俱に魏に奔る。

【益州の混乱】

■ 〔益州を巡る劉季連と鄧元起の混乱〕 上は左右の陳建孫を遣わして劉季連の子弟の三人を送りて蜀に入らしめ、旨を諭し慰勞せ使む。季連は命を受け、還裝（使者、出使、旅行）を飭^{ととの}え、益州刺史の鄧元起（南郡當陽の人）は始めて官に之くを得たり。

初め、季連は南郡太守と為り、元起に禮せず。都錄（軍の首吏、諸名を総録する者）の朱道琛は罪有り、季連は之を殺さんと欲し、逃匿して免かるるを得たり。是に至り、道琛は元起の典簽と為り、元起を説いて曰く、「益州は亂離すること已に久しく、公私は虚耗す。劉益州は歸るに臨み、豈に遠く迎侯を遣わすを辦ぜんや！道琛は請う先ず檢校をして、路に縁りて奉迎せ使めん、然らざれば、萬里の資糧は、未だ得る可きこと易からず。」

元起は之を許す。道琛は既に至り、言語は恭々しからず、又た府州人士に歴造（歴訪）し、器物を見れば、輒ち之を奪い、獲ざる者有れば、語りて曰く、

「會々當に人に屬すべし、何ぞ苦惜（甚だしく惜しむ）するを須たん！」

是に於いて軍府は大いに懼れ、謂えらく元起が至れば必ず季連を誅し、禍いは黨與に及ばんと、競いて之を季連に言い。季連も亦た以て然りと為し、且つ昔之元起に禮せざるを懼れ、乃ち兵を召し之を算するに、精甲十萬有り、歎じて曰く、

「天險之地に據り、此の強兵を握り、進めば以て社稷を匡す可く、退きては劉備と作るを失わず、此を捨てて安くに之かんや？」

遂に佐史を召し、矯りて齊の宣德太后の令と稱し、兵を聚めて復た反し、朱道琛を収め、之を殺す。巴西太守の朱士略及び涪令の李膺を召し、並せて命を受けず。是の月、元起は巴西に至り、士略は開門して之を納れる。

■ 〔蜀民は元起に争い附く〕 是より先、蜀民は多く逃亡し、元起の至るを聞き、争いて出でて投附し、皆な義兵を起こして朝廷に應じると稱し、軍士は新（蜀民の新附）故（元起の従行者）三萬餘人あり。元起は道に在ること久しく、糧食は乏絶し、或は之に説いて曰く、

「蜀土は政は慢にして、民は多く詐疾（詐り病して籍に注し、征役を避ける）し、若し巴西一郡の籍注を檢し、因りて而して之を罰すれば、獲る所必ず厚からん。」

元起は之を然りとす。李膺は諫めて曰く、

「使君は前に嚴敵有り、後に繼援無く、山民は始めて付き、我に於いて德を觀る。若し糾すに刻薄を以てすれば、民は必ず堪えず。衆心が一たび離れば、(8-296p) 悔いると雖も及ぶ無し。何ぞ必ずしも疾を起こして以て師を濟す可けんや！膺は請う出でて之を圖らん、資糧の足らざるを患えざる也。」

元起は曰く、

「善し。一に以て卿に委ねん！」

膺は退き、富民を帥いて軍資米を上り、三萬斛を得たり。

■ 〔梁律の選定〕 秋，八月，丁未（43-22+1=12日），尚書の刪定郎の濟陽の蔡法度に命じて王植之（137卷齊の武帝永明九年にあり）の集注の舊律を損益して、《梁律》と為らしめ、仍って命じて尚書令の王亮、侍中の王瑩、尚書僕射の沈約、吏部尚書の范雲等九人と同じく議定せしむ。

■ 〔皇帝は自ら樂器製作し調音〕 上は素より鐘律を善くし、雅樂を釐正せんと欲し、乃ち自ら四器を製（統は制）し、之を名づけて「通」（五代史の志に通は受聲の廣さ九寸、宣聲の長さ九尺、臨岳の高さ一寸二分、通毎に皆三絃を施す。一は英通、二は朱明通、四は百藏通という）と為す。通毎に三弦を施こし、黃鐘（黃鐘の律は長さ九寸、引いてこれを伸びし

て九尺となす)の弦は二百七十絲を用い、長は九尺、應鐘(應鐘の律は長さ四寸二十七分の二十、引きてこれを伸ばして四尺七寸四分差強となす)の弦は一百四十二絲を用い、長は四尺七寸四分差強、中間の十律は、是を以て差と為す(則ち上生下生、三分して一を去る数なり)。因りて通の聲を以て月氣を轉推するは、悉く差違無く、而して還りて相い中たるを得たり。又た十二笛を制す、黃鐘の笛は長三尺八寸、應鐘の笛は長二尺三寸、中間の十律は是を以て差と為す、以て通の聲を寫し、古鐘玉律を飲(樂に飲聲有り、飲とはその聲に従いてその清濁高下を酌するなり)するに、並びて皆な^{たが}差わず。是に於いて被るに八音(金石絲竹匏土革木)を以てし、施すに七聲(宮・商・角・徵・羽及び變宮・變徵)を以てし、和韻せざるは莫し。是より先、宮懸(古者天子は宮懸す。四面は宮室に牆有るに象どる、故にこれを宮懸という。凡そ鐘十六枚、同じく處に在るを編鐘という。)は止だ四罇鐘(特懸する者、大鐘)有り、雜えるに編鐘、編磬、衡鐘凡そ十六處を以てす。上は始めて命じて十二轡鐘を設け、各々編鐘(種×)、編磬、凡そ三十六處有り、而して衡鐘を去り、四隅に建鼓(太鼓)を植てしむ。

●〔平陽公の丕は六世に歴事〕魏の高祖之喪(前×)に、前太傅の平陽公の丕(拓跋翳槐の曾孫。世祖に従いて江に臨み、景穆・文成・獻文・孝文及び今の主に仕える)は晉陽より來たり赴き、遂に洛陽に留まる。丕の年は八十餘、六世に歴事し、位は公輔を極め、而るに還つて庶人(141 卷齊の明帝建武四年にあり)と為る。魏主は其の宗室の耆舊なるを以て、^{あわれ}矜みて而して之を禮す。乙卯(51-22+1=30日)、丕を以て三老と為す。

●〔任城王澄の鐘離攻撃断念〕魏の揚州刺史の任城王の澄は表して鐘離を攻めるを請い、魏主は羽林監の敦煌の范紹をして壽陽に詣り、共に進止を量ら使む。澄は曰く、

「當に兵十萬を用い、往來は百日、乞う朝廷は速かに糧仗を辦ぜんことを。」

紹は曰く、

「今秋は已に末に向かい、方に調發せんと欲すれば、兵仗は集まる可きも、糧は何に由りて致さんや!兵有りて糧無ければ、何を以て敵に克つや!」(8-297p)

澄は沉思すること良く久しく、曰く、

「實に卿が言の如し。」

乃ち止む。

●九月、丁巳(43-)、魏主は鄴に如く。冬、十月、庚子(36-21+1=16日)、還りて懷に至る。宗室近侍と與に遠きを射る、帝は三百五十餘歩を射て、群臣は銘を刻して以て之を美とす。甲辰(40-21+1=20日)、洛陽に還る。

■十一月、己未(55-51+1=5日)、小廟を立てて以て太祖之母(帝の祖母)を祭り、太廟を祭り畢わる毎に、一太牢を以て之を祭る。

■甲子(60-51+1=10日)、皇子の統を立てて太子と為す。

●魏の洛陽の宮室(齊の武帝の永明十一年に始めて魏は洛陽を営む)は始めて成る。

■〔木陵戍の攻防〕十二月、將軍の張囂之は魏の淮南を侵し、木陵戍(河南省汝陽道光山県南木陵山上に在り、湖北省江漢道麻城県の界、現・河南省信陽市光山県と湖北省黃岡市麻城市)を取る。魏の任城王の澄は輔國將軍の成興を遣わして之を撃たしめ、甲辰(40-21+1=20日)、囂之は敗走し、魏は復た木陵を取る。

■〔鄧元起は成都に迫る〕劉季連は其の將の李奉伯等を遣わして鄧元起を拒ましめ、元起は與に戦い、互いに勝負有り。之久しくして、奉伯等は敗れ、成都に還り、元起は進みて西平(晉の安帝は秦雍の民を以て懷寧郡を立つ。宋の文帝元嘉十六年に成都に寄治す。その属県に西平あり成都郊外)に屯す。季連は居民を驅略し、城を閉じて

固守す。元超は進みて蔣橋に屯し、成都を去ること二十里、輜重を鄆に留める。奉伯等は間道して鄆を襲い、之を陥とし、軍備は盡く没す。元超は鄆を捨て、逕ちに州城を圍む。城局參軍（十八曹參軍の一つ）の江希之は城を以て降らんと謀り、克たず而して死す。

●〔陳留公主を巡る争い〕 魏の陳留公主は寡居し、僕射の高肇、秦州刺史の張彝は皆な之を尚せんと欲し、公主は彝を許し而して肇を許さず。肇は怒り、彝を魏主に譖し、彝は坐して沉廢すること累年なり。

■是の歲、江東は大旱し、米は斗五千、民は多く餓死す。

高祖武皇帝—天監二年（癸未，503年）

■春，正月，乙卯（51-50+1=2日），尚書僕射の沈約を以て左僕射と為し、吏部尚書の范雲を右僕射と為し、尚書令の王亮を左光祿大夫と為す。丙辰（52-50+1=3日），亮は正旦に疾を詐りて殿に登らざるに坐して、爵を削り、廢して庶人と為す。

●乙亥（11+60-50+1=22日），魏主は籍田を耕す。

●魏の梁州の氐の楊會は叛し、行梁州事（齊の東昏侯永元二年には梁州刺史とあり、齟齬）の楊椿等は之を討つ。

【益州の政情安定へ】

■〔鄧元起は劉季連に禮す〕 成都城中の食は盡き、升米三千、人は相い食む。劉季連は粥を食すること累月、計は出る所無し。上は主書の趙景悦を遣わして詔を宣して季連の降りを受けしめ、季連は肉袒して罪を請う。鄧元起は季連を城外に遷し、俄に而して焉に造り、之を待つに禮を以てす。季連は謝して曰く、「早く此くの如きを知れば、豈に前日之事（兵を拒み命を拒む所以は朱道琛の離間によるの意味）有らんや！」鄆城も亦た降る。元起は李奉伯等を誅し、季連を送りて建康に詣らしむ。

■初め、元起は道に在り、事の集まらざるを懼れ、（8-298p）以て賞と為す無し、士之至る者は皆な許すに辟命を以てす、是に於いて別駕、治中の檄を受ける者は將に二千人。

■〔劉季連を赦して庶人と為す〕 季連は建康に至り、東掖門に入り、數歩に一たび稽顙（頭・手・足をともに用いる跪拜）し、以て上の前に至る。上は笑いて曰く、

「卿は劉備を慕わんと欲す、而るに曾ち公孫述（敢えて漢に降らず）に及ばず、豈に臥龍（諸葛孔明）之臣無き邪！」

赦して庶人と為す。

●三月，己巳（5+60-49+1=17日），魏の皇后は北郊に蠶（養蚕）す。

【魏は梁亡命者と梁攻略を画策】

●庚辰（16+60-49+1=28日），魏の揚州刺史の任城王の澄は長風戍主の奇道顯を遣わして入寇し、陰山（麻城県の東北、現・湖北省黄冈市麻城市）、白稿の二戍を取る。

●〔蕭寶寅の出陣準備〕 蕭寶寅は魏闕（魏朝の闕門）之下に伏し、兵を請いて梁を伐たんとし、暴風大雨と雖も、終に暫くも移らず。會々陳伯之魏に降り、亦た兵を請いて自ら效さんとす。魏主は乃ち八坐（令僕及び諸曹尚書）、門下（侍中・散騎常侍等の官）を引き入りて議を定む。夏，四月，癸未（19-19+1=1日、元嘉曆にも一致）朔，寶寅を以て都督東揚等三州諸軍事、鎮東將軍、揚州刺史、丹陽公、齊王と為し、禮賜は甚だ厚

く、兵一萬を配し、東城（漢晉の東城県、安徽省淮泗道定遠県東南、壽陽の東で東揚州を置く、現・滁州市定遠県）に屯せ令む。伯之を以て都督淮南諸軍事、平南將軍、江州刺史と為し、陽石（羊石城、安徽省淮泗道霍邱県の東南、現・六安市霍邱県）に屯せしめ、秋冬を俟ちて大舉せんとす。寶寅は明（明旦）に當に命を拜すべくし、夜より慟哭して晨に至る。魏人は又た寶寅に聽して四方の壯勇を募らしめ、數千人を得、顏文智（顏文智は寶寅を率いて華文榮に投じ、華文榮等は寶寅を率いて北に投じる）、華文榮等六人を以て皆な將軍、軍主と為す。寶寅は志性は雅重にして、碁（期×、禮に兄弟の為に碁の喪に服す）を過ぎれども猶ほ酒肉を絶ち、慘形悴色なり、蔬食粗衣し、未だ嘗て嬉笑せず。

■癸卯（39-19+1=2 1 日）、蔡法度は上《梁律》二十卷、《令》三十卷、《科》四十卷を上る。詔して之を班行す。

■〔沈約よりも周捨を重用す〕 五月，丁巳（53-48+1=6 日），^{しやう}霄城の文侯の范雲は卒す。雲は心を盡くして上に事え、知れば為さざる無し、繁に臨み劇に處し、精力は人に過ぎる。卒するに及び、衆は謂えらく、「沈約は宜しく樞管（樞機を管掌する）に當たるべし」

上は以えらく、約は輕易（帝は沈約を評価せず）にして、尚書左丞の徐勉に如かず、乃ち勉及び右衛將軍の汝南の周捨を以て同じく國政に參ぜしむ。捨は雅量は勉に及ばず、而も清簡は之に過ぎ、兩人は俱に賢相と稱せられ、常に省内に留まり、休下（休暇下直）を得ること罕なり。勉は或いは時に宅に還り、群犬は驚き吠える。表奏する有る毎に、輒ち其の稿（属は藁）を焚く。捨は機密に預ること二十餘年、未だ嘗て左右を離れず、國史、詔誥（詔勅神意）、儀體、法律、軍旅、謀謨（謀画）は皆な之を掌る。人と言諛（戯言）すること、終日絶えず、而も竟に機事を漏洩せず、衆は尤も之に服す。（8-299p）

■〔郡県の朝貢を停止〕 壬申（8+60-48+1=2 1 日），諸郡縣の二宮（上宮と東宮）に獻奉するを斷ち、惟だ諸州及び會稽（東土の大郡にして州と同格とする）は任土（任土×、特産物）を貢するを許し、若し地産に非ざれば、亦た貢するを得ず。

●甲戌（10+60-48+1=2 3 日），魏の楊椿（楊椿×）等は大いに叛氏（この年の春の楊會の叛乱）を破り、斬首は數千級なり。

●六月，壬午（18-18+1=1 日、元嘉曆にも一致）朔，魏は皇弟の悦を立てて汝南王と為す。

●〔任城王澄は六州の軍を發動〕 魏の揚州刺史の任城王の澄は表して稱す、

「蕭衍は頻りに東關を斷ち、巢湖をして泛溢せ令めて以て淮南の諸戍を灌せんと欲す。吳、楚は水に便に、且つ灌し且つ掠めば、淮南之地は將に國有に非ざらんとす。壽陽は江を去ること五百餘里、衆庶は惶惶として、並びて水害を懼れる。脱し民之願いに乗じ、敵之虚を攻め、豫め諸州を勒し、士馬を募集し、首秋大いに集まり、機に應じて經略すれば、混壹（統一）は必ずしも果たす能わずと雖も、江西は是より虞い無し矣。」

丙戌（22-18+1=5 日），魏は冀、定、瀛、相、並、濟六州の二萬人、馬一千五百匹を發し、仲秋之中に畢く淮南に會さ令め、壽陽の先兵（先に動員された兵）三萬を並せ、澄に經略を委ねる。蕭寶寅、陳伯之は皆な澄の節度を受ける。

■〔謝朓は老いて、衆は失望〕 謝朓（宋齊に事える）は輕舟にて出でて闕に詣り、詔して以て侍中、司徒、尚書令と為す。朓は、
「脚疾にして拜謁するに堪えず」

と辭し、角巾肩（自×）輿して雲龍門に詣りて謝す。詔して華林園に見えしめ、小車に乗りて席に就く。明旦、上は肅の宅（建康にあり）に幸し、宴語して歡を盡くす。肅は固く本志を陳べ、許さず。因りて自ら東に還りて母を迎えんと請い、之を許す。發するに臨み、上は復た臨幸し、詩を賦して餞別す。王人（凡そ上の命を行ふ者）は送迎し、道に相い望む。還るに及び、詔して府を舊宅（続による）に起こし、禮遇優異なり。肅は素より煩を憚り、職事を省せず、衆は頗る失望す。

■甲午（30-18+1=13日）、中書監の王瑩を以て尚書右僕射と為す。

●秋，七月，乙卯（51-47+1=5日）、魏の平陽平公の丕は卒す。

●〔塩の専売復活〕 魏は既に鹽池之禁を罷め、而して其の利は皆な富強の専らする所と為る。庚午（6+60-47+1=20日）、復た鹽池の利を収めて公に入れる。（魏主は踐祚の始めに中尉の甄琛は表して鹽禁を緩める。彭城王勰と邢巒は以て不可とす。魏主は詔して琛の請いに従う。資治通鑑目錄には已に其の要を掲げ、143 卷齊の東昏侯永元二年に載せる。資治通鑑正文には逸し錯簡して 146 卷天監五年に載せる）

●〔彭城王の勰を太師と為す〕 辛未（7+60-47+1=21日）、魏は彭城王の勰を以て太師と為す。勰は固辭す。魏主は詔を賜りて敦く諭し、又た家人の書（家人の叔姪の禮を用いるなり）を為り、祈請すること懇に至る。勰は已むを得ず命を受ける。

●■〔魏軍は大挙して来襲〕 八月，庚子（36-17+1=20日）、魏は鎮南將軍の元英を以て征義陽諸軍事を都督せしむ。司州刺史の蔡道恭は魏軍の將に至らんと聞き、驍騎將軍の楊由を遣わして城外の居民三千餘家を帥いて賢首山（河南省汝陽道信陽県、現・信陽市）を保ちて、三（続は二）柵を為らしむ。冬，十月，元英は諸軍を勒して賢首柵を圍み、柵民の任馬駒は由を斬りて魏に降る。任城王の澄は統軍の黨法宗、（8-300p）傅豎眼、太原の王神念等に命じて兵を分けて東關、大岨、淮陵（睢陵に作るべし、齊は齊陰郡睢陵郡を鍾離郡界に僞置す）、九山（魏收志に陳留鍾離二郡に朝歌県有り、県に九山城黄溪水有り）を寇さしめ、高祖珍は兵三千騎を將いて遊軍と為り、澄は大軍を以て其の後に繼ぐ。豎眼（堅眼×）は、靈越（薛安都に従いて兵を起こし、張水を攻めて義嘉に応じ兵潰えて死す）之子也。魏人は關要、潁川、大岨（安慶道合肥県の東、現・合肥市瑶海区）の三城を抜き、白塔、牽城、清溪は皆な潰える。徐州刺史の司馬明素は兵（続により補充）三千を將いて九山を救い、徐州長史の潘伯鄰は淮陵に據（続は救）り、寧朔將軍の王燮は焦城を保つ。黨法宗等は進みて焦城を抜き、淮陵を破り、十一月，壬午（18+60-45+1=34日？、壬子なら 48-45+1=4日）、明素を擒とし、伯鄰を斬る。

■〔馮道根はよく魏軍撃退〕 是より先、南梁の太守の馮道根は阜陵（前漢の九江郡阜陵县、安徽省淮泗道全椒県の東15里、現・滁州市全椒県陳淺郷百子村）に戍し、初めて到り、城隍を修め、斥侯を遠くし、敵の將に至らんとするが如く、衆は頗る之を笑う。道根は曰く、

「防ぐに怯にして戦うに勇なりとは、此之謂い也。」

城未だ畢わらざるに、黨法宗等の衆二萬は城下に奄至し、衆は皆な色を失う。道根は命じて大いに開門せしめ、緩服して登城し、精銳二百人を選びて出でて魏兵と戦わしめ、之を破る。魏人は其の意思の閒暇なるを見、戦いて又た利あらず、遂に引いて去る。道根は百騎を將して高祖珍を撃ち、之を破る。魏の諸軍の糧運は絶え、引いて退く。道根を以て豫州（梁の豫州は晉熙に治す、道根は阜陵に屯す）刺史と為す。

●〔楊集始の卒〕 武興（陝西省漢中道略陽県治、漢中市略陽県）の安王の楊集始（仇池氏の首長）は卒す。己未（55-45+1=11日）、魏は其の世子の紹先を立てて武興王と為す。紹先は幼く、國事は二叔父に集起、集義に於いて決す。

■乙亥（11+60-45+1=27日）、尚書左僕射の沈約は母の憂を以て職を去る。

●〔魏の北辺六鎮の疲弊〕 魏は既に洛陽に遷り、北邊は荒遠にして、因るに饑饉を以てし、百姓は困弊す。

魏主は尚書左僕射の源懷に侍中、行台（魏の道武帝は鄴・中山に置く、今北辺に始めて置く）を加え、節を持して北邊の六鎮（沃野・懷朔・武川・撫冥・柔玄・懷荒）、恆、燕、朔の三州を巡行し、貧乏を賑給し、殿最を考論し、事之得失は皆な先決して後に聞せ使む。懷は有無を通濟し、饑民は之に頼る。沃野（内蒙古オールドス鄂爾多ス右翼、現・磴口縣布隆淖東北巴拉亥附近河拐子古城、一説に五原縣東北烏加河北）の鎮將の於祚（続は于祚）は、皇后之世父（伯父の世嫡を受ける者）、懷と通婚す。時に於勁（続は于勁）は方に事を用い、勢いは朝野を傾け、祚は頗る受納有り。懷は將に鎮に入らんとし、祚は道左に郊迎し、懷は與に語らず、即ち劾奏して免官す。懷朔鎮の將の元尼須は懷と舊交あり、貪穢にして狼籍（乱雑）し、置酒して懷を請い、懷に謂って曰く、
「命之長短は、卿之口に系（続は繫）り、豈に寛貸を要（続は無し）せざる可けんや！」

懷は曰く、

「今日源懷は故人と飲酒之坐にして、鞠獄（罪を調べあげ裁きをつける）之所に非ざる也。明日は公庭（集会や裁判の行われる共同体の広場）は始めて使者と為りて鎮將の罪狀を検する之處耳。」

尼須は涙を揮い以て對える無し、竟に按劾して罪に抵る。懷は又た奏す、

「邊鎮は事少なく而して官を置くこと猥多なり、沃野一鎮は將より以下八百餘人なり。請う一切五分して二を損するべし。」

魏主は之に従う。（8-301p）

■●乙酉（21+60-45+1=37日?、十二月なら21-15+1=17日）、將軍の吳子陽は魏の元英と白沙（湖北省江漢道黃陂県、現・武漢市黃陂区）に戦い、子陽は敗績す。

●「魏東荊州蠻の樊素安の乱」 魏の東荊州の蠻の樊素安は亂を作す。乙酉（21-15+1=17日）、左衛將軍の李崇を以て鎮南將軍と為し、征蠻諸軍事を都督し、歩騎を將いて之を討たしむ。

●「吉玢の身代わりの硬骨」 馮翊の吉玢の父は原郷（県の名）の令と為り、奸吏の誣（し）うる所と為り、逮せられて廷尉に詣る、罪は死に當たる。玢は年は十五、登聞鼓を槌ち、父の命に代わらんと乞う。上は其の幼なきを以て、人が之を教えると疑い、廷尉卿の蔡法度をして厳しく誘脅（脅したりすかしたり）を加え、其の款實（真実の事情）を取ら使む。法度は盛んに拷訊之具を陳べ、玢を詰めて曰く、

「爾は父に代るを求める、敕して已に相い許せり、審に能く死するや不や？且つ爾は童駭（幼く愚か）なり、若し人の教える所と為れば、亦た悔異（翻意）を聽さん。」

玢は曰く、

「囚は愚幼と雖も、豈に死之憚かる可きを知らざるや！顧みて父の極刑を見るに忍びず、故に之に代わるを求む。此れ細故に非ず、奈何して人の教えを受けん邪！明詔して代わるを聽されるは、登仙に異ならず、豈に回貳（前説に反し異なる）有らんや！」

法度は乃ち更に和顔して之を誘いて曰く、

「主上は尊侯の無罪を知る、行々當に釋さるるを得るべし、君を觀るに佳童と為すに足る、今若し辭を轉ずれば、幸いにも父子は同じく濟われる可からん。」

玢は曰く、

「父は深劾に掛かり、必ず刑書を正されん。囚は瞑目して領を引き、唯だ大戮を聽さん、言の復た對える無し。」

時に玢は備に桎械（手かせと足かせ。転じて自由を奪われる）を加えられ、法度は之を愍み、命じて更めて小なる者を著けしむ。玢は聽かずして、曰く、

「死罪之囚は、唯だ宜しく械を益すべし、豈に減ず可けん乎？」

竟に脱せず。法度は具に以て聞す、上は乃ち其の父の罪を宥す。

丹陽尹の王志は其の廷尉に在る事を求め、並せて郷里を問ひ（魏晋以来士を挙げるには皆州郷による）、歳首に於いて擧げて純孝に充てんと欲す。玠は曰く、

「異なる哉王尹、何ぞ玠を量る之薄き乎！父が辱かしめられれば子死すは、道は固に當然なり。若し玠が此の擧に当たれば乃ち是れ父に因りて名を取るなり、何の辱かしめ之に如かん！」

固く拒みて而して止む。

●魏主は高肇の兄の偃之女を納れて貴嬪と為す。

●〔魏主寵愛の趙修の肅清〕魏の散騎常侍の趙修は、寒賤にして暴かに貴く、寵を恃みて驕恣にして、王公を陵轢し、衆の疾む所と為る。魏主は修の為に第捨を治め、諸王に擬し、鄰居地を獻ずる者は或は超えて大郡を補う。修は請いて告歸（洛陽より趙郡に帰る）して其の父を葬り、凡そ財役の須いる所は、並びに官給に従う。修は道に在りて淫縱なり、左右は其の外に出るに乗じて、頗る其の罪惡を發く。還るに及び、舊寵は小しく衰える。高肇は密かに其の罪を構成し、侍中、領御史中尉の甄琛、黃門郎の李憑、廷尉卿の陽平の王顯は、素より皆な修に諂附し、是に至りて相い連なり及ぶを懼れ、争いて肇を助けて之を攻める。帝は尚書の元紹に命じて檢訊せしめ（8-302p）、下詔して其の奸惡を暴き、死を免じて、鞭一百とし、敦煌に徙して兵と為す。而るに修は愚疏にして、初め之を知らず、方に領軍の於勁の第に在りて樽蒲し、羽林數人は詔と稱して之を呼び、送りて領軍府に詣らしむ。甄琛、王顯は罰に臨（統は監）み、先ず問事（杖を行う者）の有力なる者五人を具え、送いに之を鞭ち、必ず死に令めんと欲す。修は素より肥壯にして、楚毒を堪忍し、密かに鞭を加えて三百に至り死せず。即ち驛馬を召し、之を促して（修は困憊して登れず）道に上らしめ、城を出て自ら勝えず、舉縛して鞍中に置き、急に之を驅り、行くこと八十里、乃ち死す。帝は之を聞き、元紹が重ねて聞せざるを責め、紹は曰く、

「修之佞幸は、國の深蠹と為る、臣が鼻に因りて之を除かざれば、恐らくは陛下は萬世之謗りを受けん。」

帝は其の言の正しきを以て、罪せざる也。紹は出で、廣平王の懷（孝文帝の子）は之に拜して曰く

「翁（族屬長幼の次にて呼ぶ）之直なるは汲黯（前漢の官吏）に過ぎる。」

紹は曰く、

「但だ恨むらくは之を戮するは稍晩し、以て愧と為す耳。」

紹は、素（常山王素は122 卷宋文帝元嘉 11 年にあり）之孫也。明くる日、甄琛、李憑は修の黨なるを以て皆な坐して免官せられ、左右は修と連坐して死黜せらる者は二十餘人。散騎常侍の高聰は修と素より親狎す、而れども又た宗人にして高肇に諂事するを以て、故に獨り免かるるを得たり。

高祖武皇帝一天監三年（甲申，504年）

●●春，正月，庚戌（46-44+1=3 日）、征虜將軍の趙祖悅は魏の江州刺史の陳伯之と東關に戦い、祖悅は敗績す。

■癸丑（49-44+1=5 日）、尚書右僕射の王瑩を以て左僕射と為し、太子詹事の柳惔を右僕射と為す。

●丙辰（52-44+1=9 日）、魏の東荊州刺史の楊大眼は叛蠻の樊季安等を撃ち、大いに之を破る。季安は、素安之弟也。

●丙寅（2+60-44+1=1 9 日）、魏は大赦し、改元して正始とす。

●■〔任城太妃孟氏の奮戦〕蕭寶寅は行きて汝陰、東城に及ぶも、已に梁の取る所と為り、乃ち壽陽の棲賢寺に屯す。二月、戊子（24-14+1=1 1 日）、將軍の姜慶真是魏の任城王の澄の外に在る（去年魏は澄をして入寇せしめて師は外に宿す）に乗じて、壽陽を襲い、其の外郭に據る。長史の韋續は倉猝にして圖を失う。任城の太妃の孟氏は兵を勒して陣に登り、先ず要便（要衝）を守り、文武を激厲し、新舊（襄陽の新附の民と北來の旧民）を安慰し、勸めるに賞罰を以てし（族は欠如）、將士は咸な奮志有り。太妃は親しく城守を巡り、矢石を避けず。蕭寶寅は兵を引いて至り、州軍と合わせて之を撃ち、自ら四鼓して戦いて下晡（日没前）に至り、慶真是敗走す。韋續は坐して免官される。

●■〔劉思祖は梁の張惠紹を破る〕任城王の澄は鐘離を攻め、上は冠軍將軍の張惠紹等を遣わして兵五千を將して糧を送りて鐘離に詣らしめ、澄は平遠將軍の劉思祖等を遣わして之を邀える。丁酉（33-14+1=1 0 日）、邵陽（邵陽洲）に戦い、大いに梁兵を敗り、惠紹等十將を俘とし、士卒を殺虜して殆んど盡きる。思祖は、芳（劉芳は儒学を以て太和の間に親重される）之從子也。尚書は思祖の功を論じ、（8-302p）應に千戸侯に封じる。侍中、領右衛將軍の元暉は二婢を思祖に求めるも、得ず、事（魏の賞罰は當を失う）は遂に寝ねる。暉は、素之孫也。

■〔梁軍は救援失敗〕上は平西將軍の曹景宗、後軍（將軍）の王僧炳等を遣わして歩騎三萬を帥いて義陽（河南省汝陽道信陽県南、現・信陽市周辺か）を救わしむ。僧炳は二萬人を將して鑿峴（關南にあり、河南省汝陽道信陽県の南、現・信陽市周辺か）に據り、景宗は萬人を將して後繼と為り、元英は冠軍將軍の元逞等を遣わして樊城に據りて以て之を拒ましむ。三月、壬申（8+60-43+1=2 6 日）、大いに僧炳を樊城に破り、俘斬は四千餘人。

●〔任城王の澄は大雨にやられ、降格〕魏は任城王の澄に詔す、以て、
「四月は淮水は將に漲り、舟行は礙^{さまた}げる無し。南軍は時を得、利を昧^{むさぼ}り以て後悔を取る勿かれ。」
會々大雨ふり、淮水は暴漲し、澄は兵を引いて壽陽に還る。魏軍は還りて既に狼狽し、失亡は四千餘人なり。中書侍郎の齊（劉×）郡の賈思伯は澄の軍司と為り、後に居りて殿と為り、澄は其の儒者なるを以て、之の必ず死せりと謂い、至るに及びて、大いに喜びて曰く、
『仁者は必ず勇有り』、軍司に於いて之を見る矣。」

思伯は托するに道を失うを以て、其の功に伐^{ほこ}らず。有司は奏して澄の開府を奪い、仍って三階を降す。上は獲る所の魏の將士を以て張惠紹に易えんことを魏に請い、魏人は之を歸す。

【北魏の北海王の詳の悶死】

●〔帝は北海王の詳を優遇〕魏の太傅、領司徒、錄尚書の北海王の詳は、驕奢にして聲色を好み、貪冒にして厭く無く、廣く第捨を營み、人の居室を奪い、左右を嬖暱し、所在に請托し、中外は嗟怨す。魏主は其の尊親なるを以て、恩禮して替える無し、軍國大事は皆な與に參決し、奏請する所は開允せざるは無し。魏主之初めて親政する也、兵を以て諸叔を召す（事は前卷齊の和帝中興元年にあり）、詳は咸陽、彭城王と與に車を共にし而して入り、防方（統は防衛）は嚴固なり、高太妃は大いに懼れ、車に乗り隨いて而して之を哭す。既に免かるを得、詳に謂って曰く、

「今（念×）より富貴を願わず、但だ母子をして相い保たしめ、汝と與に市を掃いて生を為さん耳。」

詳の再び執政（齊の和帝中興元年正月魏主は親政し11月詳は司徒となる）するに及び、太妃は復た前事を念わず、専ら詳を助けて貪虐を為す。冠軍將軍の茹皓は、巧思を以て帝に寵有り、常に左右に在り、門下の奏事を傳可（詔を伝え裁可）して、權を弄び賄を納れ、朝野は之を憚り、詳も亦た焉に附く。皓は尚書令の高肇の從妹を

娶り、皓の妻之姉は詳の従父の安定王の^{しょう}變之妃と為る。詳（祥×）は^{しょう}變妃に烝（下、上に通じる）し、是に由り皓と益々相い暱狎す。直閣將軍の劉胄は、本は詳の引薦する所、殿中將軍の常委賢は善く馬を養うを以て、陳掃靜は櫛（髪を梳る）を掌り、皆な幸を帝に得、皓と相い表裡して、權勢を賣る。

●**〔高肇の専政、詳一党の肅清〕**高肇は本は高麗に出で、時望は之を輕んじる。帝は既に六輔（魏の高祖殂すとき六人の補佐を置く、142 卷齊東昏侯永元元年）を黜け、咸陽王の禧を誅し、専ら事を肇に委ねる。肇は在朝の親族の至って少なしを以て、（8-304p）乃ち朋援を邀結し、之に附く者は旬月にして超擢し、附かざる者は陷いるに大罪を以てす。尤も諸王を忌み、詳の位は其の上に居るを以て、之を去り、獨り朝政を執らんと欲し、乃ち之を帝に譖り、云う、

「詳は皓、胄、季賢、掃靜と與に逆亂を為さんと謀る」。

夏、四月、帝は夜中尉の崔亮を召して禁中に入らしめ、詳が貪淫奢縱にして、及び皓等四人が權を^{たの}恣み貪横なることを彈奏せしめ、皓等を収めて南台に^{つな}系（続は繫）ぎ、虎賁百人を遣わして詳の第を圍守せしむ。又た詳が驚懼して逃逸するを慮り、左右の郭翼を遣わして金墉門を開き馳せて出でて旨を諭し、示すに中尉の彈狀を以てせしめ、詳は曰く、

「審し中尉の糾す所の如くすれば、何ぞ憂えん也！正に更に大罪の横至する有らんことを恐れる耳。人は我に物を與え、我は實に之を受けたり。」

詰朝、有司は奏して皓等の罪を處し、皆な死を賜わる。

●**〔詳は庶民に落し軟禁〕**帝は高陽王の雍等五王を引いて入りて詳の罪を議せしむ。詳は單車にして防衛し、華林園に送られ、母妻は隨いて入り、小奴弱婢數人を給し、圍守すること甚だ厳しく、内外は通じず。

五月、丁未（43-43+1=1 日、元嘉曆にも一致）朔、下詔して詳の死を宥し、免じて庶人と為す。之頃くして、詳を太府寺に徙し、圍禁は彌々急なり、母妻は皆な南第（御史台）に還り、五日に一たび來たりて之を視る。

●**〔詳の劉妃の不孝〕**初め、詳は宋王の劉昶の女を取り、之を待すること疏薄なり。詳は既に禁ぜられ、高太妃は乃ち安定の高妃の事を知り、大いに怒りて曰く、

「汝の妻妾は盛多なること此くの如し、安んぞ彼の高麗の婢を用い、罪に陷ること此に至る！」之を杖つこと百餘、被創して膿潰し、旬餘にして乃ち能く立つ。又た劉妃を杖つこと數十、曰く、

「婦人は皆な^{ねた}妒む、何ぞ獨り妒まざるや！」

劉妃は笑い而して罰を受け、卒に言う所無し。

●**〔詳救出失敗、暴卒〕**詳の家奴數人は陰に黨輩を結び、劫かして詳を出さんと欲し、密に姓名を書し、侍婢に托して詳に通じる。詳は始めて執省（執りて見る）するを得、而して門防の主司は遙に見て、突入して詳の手中に就き攬り得て、之を奏し、詳は慟哭して數聲、^{にわか}暴に卒す。有司に詔して禮を以て殯葬す。

●**〔侍中の崔光の重用〕**是より先、典事史の元顯は雞雛の、四翼四足を獻じ、詔して以て侍中の崔光に問う。光は上表して曰く、

「漢の元帝の初元中に、丞相の府史の家の雌雞は子を伏し（卵を温める様）、漸く化して雄と為り、冠距鳴將す（距は毛爪、將は群れを統御。鶏冠・毛爪は皆雄鶏の如く、雄鶏の様に鳴き群れを宰領す）。永光中（事は漢書五行志にあり）に、雄雞の生角を生じるを獻じる有り、劉向は以為く、『雞者小畜なり、時に人を起居するを主司す（朝の時を告げる事）。小臣は事を執り政を為す之象也。竟寧元年、石顯（続は石頭）は^{つみ}辜に伏し、此れ其の^{しるし}效也』と。靈帝の光和元年（後漢書蔡邕傳にあり）、南宮寺の雌雞は化して雄と為らんと欲し、但だ頭冠のみ未だ變じず、詔して以て議郎の蔡邕に問い、對えて曰く、『頭は元首と為す、人君之象也。今雞は一身已に變じ、未だ頭に至らず、而して上は之を知り、是れ將に其の事有り而して遂に成らざる之象也。若し之に應じるに^{くわ}精

しからざれば、政は改める所無く、頭冠は或は成れば、患いと為ること滋々大なり。』是の後に黄巾(の乱)は四方を破壊し、天下は遂に大亂す。今之雞の状は漢と同じからずと雖も、而も其の應は頗る相い類し、誠に畏る可き也。臣は向、邕の言を以て之を推すに (8-305p)、翼足衆多なるは、亦た群下相い扇助する之象なり。雖に而して未だ大ならず、足羽差小ならば、亦た其の勢いは尚お微にして、制御し易き也。臣は聞く災異之見あらわるるや、皆な吉凶を示す所以なり。明君は之を睹みて而して懼れ、乃ち能く福を致す。暗主が之を睹れば而して慢あなどり、禍に致る所以なり。或者今亦た賤より而して貴く、政事に關預し(高肇のみ)、前世石顯之比の如き者有らん邪！願わくは陛下は賢を進め佞を黜け、則ち妖は弭やみ慶は集まらん矣。」後數日にして、皓等は伏して誅せられ、帝は愈々光を重んじる。(胡三省曰く、魏主は茹皓等が誅に伏するを以て光の言の驗と為す。高肇は獨り賤よりして貴く政事に關与する者に非ざるかと)

● **【高肇は諸王を軟禁】**高肇は帝を説き、宿衛の隊主をして羽林虎賁を帥いて諸王の第を守らせめ、殆んど幽禁に同じ。彭城王の勰は切諫するも、聽かず。勰の志尚は高邁にして、榮勢を楽しまず、避事を避けて家居し、而して出でて山水之適無く、處りて知己之遊無し、獨り妻子に對し、常に鬱鬱として楽しまず。

【義陽陥落、北魏勢力拡大、梁のジリ貧】

● **■【義陽包囲下に蔡道恭は卒す】**魏人は義陽を圍み、城中の兵は五千人に滿たず、食は才わずか(続は纒)に半歳を支える。魏軍は之を攻め、晝夜息まず、刺史の蔡道恭は方に隨いて抗禦し、皆な手に應じて摧卻し、相い持つこと百餘日、前後に斬獲すること勝げて計る可からず。魏軍は之を憚れ、將に退かんとす。會々道恭は疾篤く、乃ち從弟の驍騎將軍の靈恩、兄の子の尚書郎の僧勰及び諸將佐を呼びて謂って曰く、「吾は國の厚恩を受け、寇賊を攘滅する能わず、今苦しむ所轉た篤く、勢いは久しく支えず。汝等は當に死を以て節を固くすべし、吾をして没して遺恨有ら令むる無かれ！」

衆は皆な流涕す。道恭は卒し、靈恩は州事を攝行し、之に代わりて城守す。

■ **六月**，癸未 (19-12+1=8 日)，大赦す。

● **【魏主は朝貢制限を受入れる】**魏は大旱し、散騎常侍兼尚書の邢巒は奏して稱す、「昔者明王は粟帛を重んじ、金玉を輕んじる。何となれば則ち？粟帛は民を養い而して國を安んじる、金玉は用無く而して德を敗る故也。先帝は深く奢泰を鑒み、務めて節儉を崇び、紙絹を以て帳屐(帳と衡立)を為り、銅鐵をもって轡勒を為るに至り、府藏之金は、裁に給し而して已み、復た買積して以て國資を費さず。景明之初めに逮および、昇平之業を承け、四境は清晏とし、遠邇來同す。是に於いて貢篚(禹貢に本づく。貴細の物はこれを盛るに篚篚を以てして入貢するを謂うなり)は相い繼ぎ、商估は交々入り、諸々の獻納する所は、常に倍多し、金玉は常に餘り有るも、國用は恆に不足す。苟くも之が分限(制限)を為すに非ざれば、但だ恐らくは歲計は充たさず、今より請う要須(必要) 非ざる者は一切受けざらん。」

魏主は之を納れる。

● **■【魏は角城を取る】** **秋，七月**，癸丑 (49-42+1=8 日)，角城戍主の柴慶宗は城を以て魏に降る、魏の徐州刺史の元鑒は淮陽太守の吳秦生を遣わして千餘人を將して之に赴かしむ。淮陰(梁の重鎮)の援軍は其の路を斷ち、秦生は屢々戦いて之を破り、(8-306p) 遂に角城を取る。

■ **甲子** (60-42+1=19 日)，皇子の綜を立てて豫章王と為す。

● 魏の李崇は東荊(荊州の東部)の叛蠻を破り、樊素安を生きて擒とし、進みて西荊(荊州の西部、太和中に荊州を徙して穰城に治し、南陽・順陽・新野・東恒農・漢廣・襄城・北清・恒農などの郡を領す)の諸蠻を討ち、悉く之を降す。

● **【魏は遂に義陽を墮とす】** 魏人は蔡道恭の卒するを聞き、義陽を攻めること益々急にして、短兵は日々

に接す。曹景宗は鑿峴に頓して進まず、但だ兵を耀かして遊獵し而して已む。上は復た寧朔將軍の馬仙琕を遣わして義陽を救わしめ、仙琕は轉戦し而して前み、兵勢は甚だ鋭なり。元英は壘を結び士雅山（続の上雅山は誤り、則ち大木山にして晉の祖逖が家を將いて難を避けて居る所。逖の字は士雅で、後の人が山に名付ける。河南省汝陽道桐柏県、現・南陽市桐柏県）に、分けて諸將に命じて四山に伏せしめ、之に示すに弱きを以てす。仙琕は勝ちに乗りて直ちに長圍に抵り、英の營を掩う。英は偽りて北^にげて以て之を誘い、平地に至り、兵を縦にして之を撃つ。統軍の傅永は甲を擐して槊を執り、單騎にして先ず入り、唯だ軍主の蔡三虎は之に副たり、陳を突きて横を過ぎる。梁兵は永を射、其の左股を洞^{つらぬ}き、永は箭を抜きて復た入る。仙琕は大いに敗れ、一子は戦死し、仙琕は退き走る。英は永に謂って曰く、

「公は傷つけり矣、且く營に還れ。」

永は曰く、

「昔漢祖は足を捫^なで人の知るを欲せず、下官は微と雖も、國家の一將なり、奈何して賊をして將を傷つける之名を有ら使めん！」

遂に諸軍と之を追い、夜を盡くし而して返る。時に年は七十餘矣、軍中は之を壯とせざる莫し。仙琕は復た萬餘人を帥いて進みて英を撃ち、英は又た之を破り、將軍の陳秀之を殺す。仙琕は義陽の危急（胡三省は曰く、馬仙琕力戦するとき、曹景宗が後継すれば、魏は必ず敗れ退き義陽は全くできたと）を知り、鋭を盡くして決戦し、一日三交するも、皆な大敗し而して返る。蔡靈恩の勢いは窮まり、八月、乙酉（21-11+1=11日）、魏に降る。三關の戍將は之を聞き、辛卯（27-11+1=17日、続に辛酉×と）、亦た城を棄てて走る。

●【傅永の露板の秀逸】英は司馬の陸希道をして露板を為ら使め、其の精しからざるを嫌い、傅永に命じて之を改めしむ。永は文彩を増さず、直ちに之が為に軍事の處置形要を陳列し而して已む、英は深く之を賞し、曰く、（英はその功に倣ふ、故に深く傅永が能くこれが為に陳列するを賞するなり）

「此の經算を觀れば、金城湯池有りと雖も、守る能わず矣。」

初め、南安の惠王は穆泰（140 卷齊の明帝建武三年にあり）之謀に預るを以て、爵邑を追奪される。英の義陽に克つに及び、乃ち復た英を立てて中山王と為す。

■御史中丞の任昉は奏して曹景宗を彈じ、上は其の功臣なるを以て、寢めて而して治せず。

■【鄭紹叔は司州刺史として堅実】衛尉の鄭紹叔は上に事えるに忠にして、外は聞知する所、纖豪も隠す無し。上の為に事を言う毎に、善く則ち功を上^にに推し、善しからざるは則ち咎を引いて己に歸し、上は是を以て之に親しむ。詔して南義陽（鹿城關に治す、湖北省江漢道黃岡県、現・黃岡市黃州区）に於いて司州を置き、移して關南に鎮せしめ、紹叔（紹督×）を以て刺史と為す。紹叔は城隍を立て、器械を繕い、田を廣げ穀を積み、流散を招集し、百姓は之に安んじる。

●■【郢州刺史司馬悅を義陽に置く】魏は郢州（安陽・城陽・汝南郡を領す）を義陽に置き、司馬悅を以て刺史と為す。上は馬仙琕を遣わして（8-307p）竹敦、麻陽（湖北省江漢道麻城縣、現・黃岡市麻城市）の二城を三關の南に築かしめ、司馬悅は兵を遣わして竹敦を攻め、之を抜く。

■【吐谷渾王を河南王】九月、壬子（48-41+1=8日）、吐谷渾王の伏連籌を以て西秦、河二州刺史、河南王と為す。

●【源懷の北方防衛策発動】柔然は魏之沃野及び懷朔鎮を侵し、車騎大將軍の源懷に詔して出でて北邊^{めぐ}行き、規略（続は方略）を指授し、須に隨いて（軍行の必要に隨う）征發（続は徵發）、皆な便宜を以て事に従わしむ。懷は雲中に至り、柔然は遁げ去る。懷は以為えらく夏（中華人）を用いて夷を制するは、城郭に如くは莫しと。還りて恆、代に至り、諸鎮の左右の要害之地、以て築城し戍を置く可き之處を案視し、東西に九

城を為らんと欲し、及び糧を儲え仗を積む之宜、犬牙相い救う之勢、凡そ五十八條、之を表上して、曰く、「今鼎を成周に定め、北を去ること遙か遠く、代表の諸國は頗る或は外に叛き、仍ほ旱饑に遭えば、戎馬甲兵は十分して八を闕く。謂うに宜しく舊鎮の、東西相い望み、形勢をして相い接せ令めしに准じ、築城して戍を置き、兵を要害に分け、農を勸め粟を積み、警急之日には、便に隨いて翦討すべし。彼の游騎之寇は、終に敢えて城を攻めず、亦た敢えて城を越えて南に出でず。此くの如くすれば、北方は憂い無し矣。」

魏主は之に従う。

●**〔魏の平和続き文化振興〕**魏の太和十六年、高祖は中書監の高閭に詔して給事中の公孫崇と與に雅樂を考定せしめ、之久しく、未だ就かず。會々高祖が殂し、高閭も卒す。景明中、崇は太樂令と為り、調する所の金石及び書を上る。是に至り、世宗は始めて八座已下に命じて之を議せしむ。冬、十一月、戊午（54-40+1=15日）、魏は詔して國學を營繕せしむ。時に魏は平寧なること日久しく、學業は大いに盛んなり、燕、齊、趙、魏之間は、教授する者は勝げて數う可からず、弟子の著録（名簿に載る弟子）は多き者は千餘人、少き者は猶ほ數百、州は茂異（茂材異等）を擧げ、郡は孝廉を貢し、毎年衆に逾える。

●甲子（60-40+1=21日）、金を以て罪を贖う之科を除く。（前の元年に贖罪を許す）

●十二月、丙子（12-9+1=4日）、魏は詔して殿中郎の陳郡の袁翻等をして義（統は議）して律令を定（統は立）めしめ、彭城王の勰等をして之を監せしむ。

●己亥（35-9+1=27日）、魏主は伊闕に幸す。（統に書す、南北分治より人主の出行を資治通鑑ではみな「如く」とするに、これ以後率ね「幸す」と書す。未だ義例の変ずる所由を曉らず、蓋し一時刊正を失せるなり。原典の相違か、編集叙述者の変更か、精査する必要あり）

■**〔梁には国学無し〕**上は雅より儒術を好み、以えらく東晉、宋、齊は國學を開き置くと雖も、十年に及ばずして輒ち之を廢す、其の存するも亦た文具あり而して已む、講授之實無しと。

令和4年9月5日 翻訳開始 11898文字

令和4年9月19日 翻訳終了 25204文字